宇都宮むねやす後援会ニュース

頑固一徹

2014年11月発行
第20号

大洲市議会議員
宇都宮 むねやす
●宇都宮むねやすホームページ
http://muneyasu.net
●E-mail：garyuu@plum.plala.or.jp

定例議会報告

命を最優先する事について

質問

5月21日の「大飯原発差しとめ判決」は、原発停止の経済的損失よりも、豊かな国民生活が国富であると判断した。

①6月議会で、「高度な科学的内容に裁判所が判断すべきでない」と答弁した真意を伺いたい。

②将来世代に禍根を担わす原発再稼働は反対すべきである。

③要配慮者を含めた避難計画へのこれまでの取り組みを明らかに。

答弁

裁判所が高度な専門性を判断できるのか。また、エネルギー政策等を国民的な議論のみで決定すべきではないとしました。

最新科学である原子力発電は、多くの課題を抱えており、裁判所の判断にはなじまないと考えます。

現存する廃棄物処分等の課題は、我々の世代が真剣に向き合う問題と認識しています。

また、原発の安全性確保と、避難計画に基づく防災対策に、重要性の優劣は有りません。

要配慮者の避難先となる高齢者施設、障害者施設のマッチング作業では、県と連携し、避難先施設の確保を支援します。

再質問

これまで、多くの原発訴訟は「門前払い」となっていた。

推進側の科学的根拠を、司法が検証する新たな方向転換が、今回の「大飯原発差しとめ判決」と考えている。

答弁

全ての政策の責任は、行政の長が負うべきであり、国策たる原発問題の責任は総理大臣にありますが、いかなる司法判断にも、それを超える責任はないと考えます。

災害に備え、職員の連絡網・役割分担、備蓄品等を明らかにした避難計画の作成モデルが示されており、それぞれの施設に適した計画作成に役立てます。

再々質問

八幡浜市は安定ヨウ素剤の事前配布を検討している。市はどう対応するのか。

答弁

現在策定中の計画では、UPZ（30㎞）圏内の三市（八幡浜市、大洲市、西予市）は、事故時配布となっており、今後の検討課題と考えます。

再々々質問

安全審査をクリアできる原発なら、多くの原発が存在する過疎地でなく、経済効果からも大消費地周辺の大都市近くに建設されて然るべきではないか。

答弁

私どもが答える立場にないと考えます。

原子力災害での避難訓練の様子

大洲市では、白滝・八多喜・肱南地区が参加し、当肱南地区では、自主防災組織を中心とした委員・婦人会など35名が参加し、複合災害を想定で有る為、11時に自宅から徒歩にて大洲小学校に集合し、受け付け・安定ヨウ素剤服用の説明を受け、バスにて愛媛県武道館へ避難移動し、現地にて白滝・八多喜地区の人達と合流し、県から原子力防災の話を20分ほど説明受け解散となりました。

参加者からは、ここに何の為に時間の浪費をしたのか？税金によってバスや係員を配置した意味がわからない。災害の時には、このようにスムーズに車が走らないし、実際の時にバスでの移動となるのか？要援護者はどのようにすればよいのか？今日は自宅に高齢者を置いてきたのにと不満ばかりで有りました。除染作業であるスクーリングもやらず他地域の状況説明などなく原発があるからこのような訓練をする。早く無くせばと厳しい意見で有りました。（ホームページより）

子供・子育て支援について

質問

学童保育の施設基準や運営基準が条例化されたが、現状を明らかに。

① 学童保育の子供1人の占有区画企画（約1畳分）の確保。

② 8月の学童保育の保護者負担金に、上限を残しつつ、収入に応じた減額設定をできないか。

③ 肱川の放課後子ども教室は継続可能か。

④ 保育所への待機児童の状況と、土曜日の延長保育は導入可能か。

答弁

① 市は、占用区画の基準を満たした上で、運営しています。

② 8月夏休み期間の保護者負担金の減額設定は、活動や経費を考慮し、慎重に検討します。

③ 放課後子ども教室は、地域のスタッフと確保とその協力を得ながら、継続の方向で進めます。

④ 基本的に待機児童は存在していませんが、一部保育所には定員超えの希望があり、他の保育所を案内しています。また、土曜日の延長保育は、保護者のニーズを踏まえ、実施に向けて検討します。

再質問

保護者負担の軽減について、審議会への反映を期待したい。

答弁

審議会へ諮ります。

＊＊＊＊＊＊

人事評価制度等について

質問

人事評価制度を導入して5年が経過。被評価者が納得できる制度になっているか。また、セクハラ、パワハラ等への対応は万全か。

答弁

今年度、被評価者が部課長級職員の評価を行う、多面評価の実施を検討しており、課題の検討を重ねます。

セクハラ、パワハラ等の、苦情・相談は人事秘書課で対応。速やかに調査を開始し、最善の解決が図られるよう努めています。

なお、人事秘書課での対応が適当でない場合は、参事や公平委員会などへ手続を移行するなどの説明を行っています。

再質問

苦情・相談等には公平委員会を含めた公平な運営を求めたい。

答弁

今後とも、徹底的な教育、研修を行い、意識改革と撲滅に努めます。

頻発する豪雨災害について

質問

土砂災害防止法制定以降、市でも危険区域等の調査や説明会があったが、住民への周知や理解は得られているのか。合わせて伺いたい。

① 花崗岩地質の住宅地の把握。

② 難聴個所のあるデジタル防災行政無線の改善。

③ ハザードマップの内容を理解出来ないとの苦情をよく聞くが、居住地区を拡大したマップをメインに見やすく改善できないか。

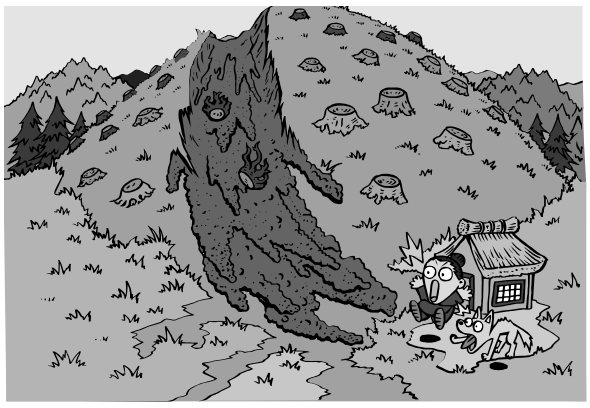

答弁

土砂災害防止法に基づき、県が市内247カ所の危険箇所を調査（H15）し、205カ所を指定しました。その際、公民館等で住民説明会を行い、疑問等にお答えしました。

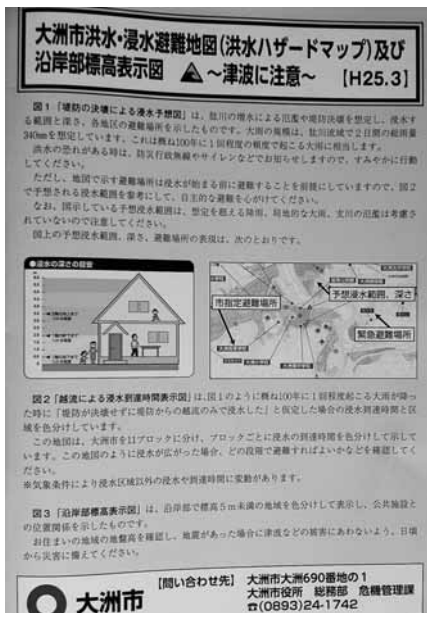

広域かつ文字の多さで住民が理解しにくいハザードマップ

再質問

地域別をイメージして作製してもらいたい。

答弁

次回の作製までに検討し、考慮します。

再々質問

災害対策本部として、確実な警報の出し方等は検討しているのか。

答弁

警報は、現地情報や気象予測等の複合的な情報を基に、総合的に判断します。

今後、広島市の災害を教訓に、市民の安全を優先する見直しを検討します。

① 本市には市内全域区の地質調査データはありませんが、真砂土の地帯は存在しないため、広島と同様の土砂災害の可能性は、極めて低いと考えます。

② 行政無線は、スピーカーの角度や方向調整により、50カ所で難聴対策が完了。残る32カ所は作業を進めています。

③ ハザードマップの改善は次回作製する際に考慮します。

ご意見・ご要望などがございましたら、お気軽にお声をかけてください。【連絡所】 大洲市柚木1035番地8　TEL・FAX（0893）24－5038